

業務仕様書

1 件名

複業・兼業による関係人口づくり事業

2 業務目的

首都圏をはじめとする全国の専門的な経験や知見を有する人材を、北九州市の企業（以下「市内企業」という）へ複業・兼業でつなぐ仕組みを構築することで、関係人口を作り、将来的な市内企業への就職や北九州市（以下「市」という）への移住につなげるとともに、市内企業の生産性の向上を図る。

具体的には、ITやデザインなどの専門技術を有する主に若手人材を市内企業と結びつけることで、複業・兼業による関係人口を活用した成功モデルを創出する。

3 契約期間

契約締結日～令和4年3月31日

4 業務内容

市内企業と経験や知見を活かして複業・兼業を希望する人材（以下「複業・兼業人材」という）をマッチングさせるため、次の事項を実施する。

(1) マッチングコーディネーターの配置

ア 事業全体のコーディネートを行い、特に下記(2)(3)(4)について中心的な役割を担う、マッチングコーディネーターを配置すること。

イ 本事業終了後も自走できるようなプラットフォームの構築につなげるため、マッチングコーディネーターを中心に、企業との関係を構築し、マッチングノウハウを蓄積すること。

(2) 市内企業の掘り起こし

- ア 市内企業へのヒアリングや声掛け等を通じて、複業・兼業に関心を有する市内企業の掘り起こしを行い、複業・兼業人材の活用について積極的な働きかけを行うこと
- イ 必要に応じて、セミナーや相談会を開催し、複業・兼業への理解を促し、事例紹介を通じた啓発等を行うこと
- ウ セミナーや相談会は、対面に限定せず、必要に応じてオンラインでも開催すること
- エ 複業・兼業人材の活用に関心を示した企業について、検討結果やその他の参考事項をまとめた報告書を作成すること

(3) 市内企業へのマッチング支援

- ア 市内企業が抱える課題（複業・兼業人材の知見等を得ることにより解決できる課題）をヒアリングした上で、複業・兼業人材に求める内容を整理し、求人内容を設定すること
- イ 複業・兼業人材向け求人サイトへ求人情報を掲載するなど、案件に対して多くの応募が行われるよう支援すること
- ウ 採用候補者の選定、面接のサポートを行うこと
- エ 業務委託契約のひな型の作成、採用候補者との条件調整など複業・兼業に向けた環境調整を行うこと
- オ 複業・兼業人材を活用した市内企業の課題解決の取組をフォローすること
- カ その他、市内企業と複業・兼業人材をマッチングするために必要なサポートを行うこと

(4) 採用者の企業訪問への支援

- ア 本事業での採用者が希望した場合、採用企業を訪問する機会を設けること。また、当該訪問の際には、市が実施するお試し居住施設や民間コワーキングスペースの利用を推奨すること
- イ 上記アについて、採用企業に次に掲げる費用の合計額の5割を上限(当該額が5万円を超える場合は5万円を上限とする)に助成すること
 - ただし、採用者1人につき1回を上限とする。
 - (ア) 交通費
 - (イ) 宿泊費
 - (ウ) ワークスペース利用料
- ウ 訪問した際に、市の住みやすさや市内企業の魅力などに触れられるよう工夫すること
- エ 助成制度の情報を採用者へ提供するなど、市への訪問を採用者へ促すこと

(5) PR広告宣伝

- 複業・兼業人材を活用した市の取組を、メディアを活用して広くPRすること

(6) 事業計画書・報告書の作成

- ア 事業計画書
 - 契約締結後、決められた期日までに委託契約期間の事業計画書(紙データ及び電子データ：各1式)を作成し、提出すること
- イ 報告書
 - 年間の事業成果を取りまとめた事業報告書(紙データ及び電子データ：各1式)を作成し、令和4年3月31日までに提出すること。

(7) その他

ア 次年度に向けた事業検討（11月以降）及び情報収集（随時）を行うこと

イ 新型コロナウイルス感染症の状況等により、(4)の実施が困難である場合は助成に係る費用は執行しないこと

5 数値目標

指標	目標
複業・兼業人材の活用を具体的に検討する企業数	20社以上
市内企業とのマッチング数	10件以上

6 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、市及び受託者が協議のうえ決定すること

(2) 受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない

(3) 受託者は、市内企業及び複業・兼業人材へのヒアリング等を行う場合に、相手方から秘密保持契約等を求められた場合は、必要に応じて契約を締結すること

(4) 成果品に係る著作権ほか一切の権利は、別に定める場合を除き発注者が保有する

(5) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、書面により市の承諾を得ること